

インフルエンザと診断されたら

甲賀市立佐山小学校

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止期間として決められています。

出席停止期間<原則>:発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

- ★受診していない場合や、出席停止用紙が提出されない場合は、病気欠席になります。
- ★用紙の提出の有無に関わらず、休まなければならない日数は、全校の健康・安全のため、ご家庭で休養くださいますようお願いいたします。

記入して、登校日の参考にしてください。



使い方

- ①発症0日目に、おもに発熱した日を書き、およそ1週間のカレンダーを作ります。
- ②受診・服用開始から静養していただき、解熱した日に○印を書きいれます。その日は、発症何日目でしたか？ 例では、熱が出た日の2日目にあたる1/22に『解熱』しました。
- ③「登校可」は、いつになりますか？ 例では、1/26から登校復帰になることが分かりました。

例	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
出席停止早見表	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可		
	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可		
	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目		解熱後2日目
						解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

- ★発症日の翌日を1日目と数えます。
- ★発症から5日を経過しても、解熱して2日を経過していなければ登校はできません。
- ★処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。